

鳥インフルエンザ対策の徹底を

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥の病気です。

ウイルスは、海外からの渡り鳥によって国内に持ち込まれ、野鳥やネズミなどの野生動物や、人・物・車両を介して鶏舎に侵入すると考えられています。発生を防ぐためには、野鳥・野生動物の侵入防止対策や農場従事者の衛生対策、車両消毒等が重要です。

I 発生状況

昨シーズン（10月～5月）の国内の農場における高病原性鳥インフルエンザの発生は、11月25日に1例目が確認されて以降、本県での1事例を含む10県11事例が確認されました。過去最大の発生となった一昨シーズンを下回る発生となりましたが、全国各地で発生が確認されたことから、全国にウイルスが浸潤していたことがわかります。

今シーズンにおいても、既に9月30日に北海道で回収された死亡野鳥で、A型インフルエンザウイルス簡易検査陽性が確認（10月2日現在）されており、ウイルスの国内への侵入が疑われているため、

厳重な警戒が必要です。

II 農場における発生予防対策

渡り鳥の飛来が本格化する10月から翌年5月までは警戒を強化し、特に11月から翌年1月までは重点的に対策を強化してください。飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善しましょう。

●人、物、車両の入出時対策

- ・農場専用の衣服や靴の使用
- ・着用前後で交差のない動線、明確な境界

- ・適切な車両消毒、手指消毒

- ・家きん舎ごとの、専用の靴の使用

●野鳥・野生動物対策

- ・防鳥ネット等の破損修繕
- ・ねずみ、害虫の駆除

- ・鶏卵、鶏糞の搬出口に覆い

さらに、野鳥等への餌やりを中止することや、農場周辺のため池の水抜きの実施、忌避テープの設置等により、野鳥の飛来を防止することがウイルス侵入防止対策として重要です。

III 健康観察と異状の早期発見

毎日、家きんの健康状態をよく観察し、死亡数の増加などの異状が確認された場合には、直ちに熊谷家畜保健衛生所（電話048・521・1274）まで、ご連絡をお願いします。